

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和 8 年 9 月 1 4 日

奈良県知事 山 下 真

第 1 競争入札に付する調達の内容

1. 入札物件名

令和 8 年度 奈良県友好交流を担う次世代養成事業（ベトナム・フエ市）等にかかる
訪問団派遣業務委託

2. 委託業務の概要

令和 8 年度 奈良県友好交流を担う次世代養成事業（ベトナム・フエ市）等にかかる
訪問団派遣に関する航空券・現地宿泊等手配業務

（1）訪問先

ベトナム社会主義共和国・フエ市、ハノイ市

（2）訪問期間

令和 9 年 3 月 1 日（月）～ 7 日（日）（6 泊 7 日：機中泊含む）（予定）

（3）訪問人数

8 名（予定）

その他、詳細は仕様書及び契約書案のとおり

3. 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

第 2 入札方法

1. 入札は、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行います。（「奈良県物品・役務電子入札等システム ポータルサイト」
http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-26215.htm から確認できます。）

2. 郵便入札の可否 否

3. その他詳細は、入札説明書によります。

第 3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる 1 から 9 までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

1. 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
2. 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 1 2 月奈良県告示第 4 2 5 号）による競争入札参加資格者で、Q 7 諸サービス④旅行業に登録している者であること。
3. 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号。以下「新法」という。）第 1 7 条第 1 項又は第 2 項の規定による会社更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 2 7 年法律第 1 7 2 号。以下「旧法」という。）第 3 0 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
4. 平成 1 2 年 3 月 3 1 日以前に民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 1 1 年法律第 7 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定による和議開始の申立てを

していない者であること。

5. 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
6. 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
7. ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得している者であること。
8. 電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。
9. 次のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 旅行業法第3条及び旅行業法施行規則第1条の2第1号に基づく観光庁長官登録業者（第1種旅行者）であること。
 - (2) 仕様書の業務を確実に履行できる者であること。

第4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第5の3で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を行うとともに、入札説明書4で示す書類を提出しなければなりません。

第5 入札日程等

1. 入札説明会の日時及び場所
入札説明会は実施しません。
2. 入札等に関する質問（電子入札システムへの入力）
令和8年9月28日（月）16時まで
3. 競争入札参加資格確認申請
令和8年10月1日（木）16時まで
4. 入札書の提出（電子入札システムへの入力のみ）
令和8年10月8日（木）10時まで
5. 開札（電子入札システムによる開札）
令和8年10月8日（木）10時30分以降
6. その他詳細は、入札説明書によります。

第6 問い合わせ先

1. 入札手続等に関する問い合わせ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県知事公室秘書課国際交流係（県庁主棟6階）
電話番号（直通） 0742-27-5821
メールアドレス kokusai@office.pref.nara.lg.jp
2. 電子入札システムの操作に関すること
電子入札総合ヘルプデスク
電話番号：0570-021-777
（平日：午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。））
Email:sys-e-cydeenasphep.rx@hitachi-systems.com

第7 その他

1. 入札保証金
入札者は、入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際に納付する

ものとしします。

ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項ただし書各号に該当する者であるときは、免除します。

入札保証金の免除を希望する者は、入札説明書5の（1）の（カ）で示す期日までに、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約の写し又は契約履行実績報告書とその根拠となる契約書等の写しを、入札説明書6の（1）で示す場所に提出してください。

なお、入札保証金を徴収する場合は、入札参加資格の審査結果を通知する際に、個別にお知らせします。

2. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- （1）奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札
- （2）この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- （3）電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ＩＣカード」という。）等を不正に使用して行った入札
- （4）ＩＣカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のＩＣカードを使用した者のした入札
- （5）入札及び契約締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された入札
- （6）事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札
- （7）コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札

3. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとしします。

- （1）落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- （3）落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- （4）落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- （5）（3）及び（4）に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- （6）この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- （7）この契約に係る下請契約等に当たって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

4. 契約の解除

契約締結後、契約者について3の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、3の（1）、（3）、（4）及び（5）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読

み替えるものとします。

5. その他

その他詳細は、入札説明書、仕様書及び契約書案によります。